

発議第 5 号

自身が飲んだアルコール飲料の空き缶を公共交通機関である路線バス車内にポイ捨てする行為を繰り返した門田直人議員に対し、猛省を促すとともに、市議会議員としての自覚を求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 9 月 27 日

提 出 者

市議会議員	丸 金 ゆきこ
〃	太 田 丈 之
〃	中 町 け い
〃	清 水 みな子
〃	堀 内 しんご
〃	小 泉 文 人
〃	越 川 雅 史
〃	中 山 幸 紀
〃	松 永 鉄 兵

自身が飲んだアルコール飲料の空き缶を公共交通機関である路線バス車内にポイ捨てする行為を繰り返した門田直人議員に対し、猛省を促すとともに、市議会議員としての自覚を求める決議

門田直人議員（会派「れいわ新選組」所属）は、本年 8 月 9 日、公共交通機関である市内路線バス車内において、自身が飲んだ缶入りアルコール飲料の空き缶を放置する行為を繰り返したことにより、バスの運転士より注意を受けた。

この一部始終を目撃した市民から、稲葉議長に対して苦情の投書が寄せられたため、稲葉議長において路線バス会社に照会したところ、かかる事実が確認されたとのことである。

自ら排出したごみを自ら処理することなく、公然と公共空間にポイ捨てを繰り返す行為は、市議会議員という公人である前に、一社会人として、1 人の人間としても非難されるべきであり、不快に感じる市民がいることはもちろんのこと、2 度と繰り返すことのないよう猛省が求められる所業である。

ましてや目下、本市はCO₂削減や再生可能エネルギーの創出に注力しており、市民に対しても本市の「第三次市川市環境基本計画」において、自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組むよう協力を求めている中で、市民に対して範を示すべき立場にある市議会議員が公共交通機関においてごみをポイ捨てするなどという行為は言語道断であり、門田直人議員には市議会議員に求められる公人としての自覚が不足している点を指摘せざるを得ない。

よって、本市議会は、公共交通機関である路線バス車内に自身が飲んだ缶入りアルコール飲料の空き缶をポイ捨てする行為を繰り返した門田直人議員に対し、猛省を促すものである。

併せて、本市議会は門田直人議員に対して、市議会議員としての自覚を促し、その職責に相応しい言動を求めるものである。

以上、決議する。

提案理由

自身が飲んだアルコール飲料の空き缶を公共交通機関である路線バス車内にポイ捨てする行為を繰り返した門田直人議員に対し、猛省を促すとともに、市議会議員としての自覚を求めるため本決議を提案するものである。